（支給停止解除の申請）

第十七条　法第二十条第二項（昭和六十年改正法附則第十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定により老齢基礎年金の支給の停止の解除の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

一　（略）

一の二　個人番号又は基礎年金番号

二～四　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三・四　（略）

3・4　（略）

（支給停止の申出）

第十七条の二　法第二十条の二第一項の規定により老齢基礎年金の支給停止の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出しなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

二　個人番号又は基礎年金番号

三・四　（略）

2・3　（略）

（支給停止の申出の撤回）

第十七条の二の二　法第二十条の二第三項の規定により老齢基礎年金の支給停止の申出を撤回しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出しなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

二　個人番号又は基礎年金番号

三・四　（略）

2～4　（略）

（改定の請求）

第十七条の二の三　昭和六十年改正法附則第十七条第一項の規定による老齢基礎年金の額の改定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。ただし、七十歳に達したことにより同項の規定による老齢基礎年金の額が改定されるときは、この限りでない。

一　（略）

一の二　個人番号又は基礎年金番号

二・三　（略）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二・三　（略）

（支給停止解除の申請）

第十七条　法第二十条第二項（昭和六十年改正法附則第十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定により老齢基礎年金の支給の停止の解除の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

一　（略）

一の二　基礎年金番号

二～四　（略）

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三・四　（略）

3・4　（略）

（支給停止の申出）

第十七条の二　法第二十条の二第一項の規定により老齢基礎年金の支給停止の申出をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　基礎年金番号

三・四　（略）

2・3　（略）

（支給停止の申出の撤回）

第十七条の二の二　法第二十条の二第三項の規定により老齢基礎年金の支給停止の申出を撤回しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　基礎年金番号

三・四　（略）

2～4　（略）

（改定の請求）

第十七条の二の三　昭和六十年改正法附則第十七条第一項の規定による老齢基礎年金の額の改定の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。ただし、七十歳に達したことにより同項の規定による老齢基礎年金の額が改定されるときは、この限りでない。

一　（略）

一の二　基礎年金番号

二・三　（略）

2　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

一　国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二・三　（略）